

令和元年度第2回岩手県動物愛護推進協議会議事録

● 開催日時及び場所

日時 令和2年2月5日（水）10：00～11：30

場所 マリオス（盛岡地域交流センター）18階 188会議室

● 出席者の氏名

1 委員

新屋英子委員、下机都美子委員、吉川繁行委員、工藤幸恵委員 井戸端綾子委員、鈴子真佐美委員、小倉雅美委員、本宮立子委員、佐々木一弥委員、佐藤れえ子委員、吉田淳委員、高橋剛英委員、佐藤圭委員、北舘克彦委員、三浦豊委員、松戸昭彦委員

2 オブザーバー

阿部主査獣医師（県央）、佐々木獣医師（花巻）、松尾上席獣医師（奥州）、岩井主任獣医師（一関）、間澤獣医師（大船渡）、佐藤上席獣医師（釜石）、佐藤主任獣医師（二戸）、岩崎獣医主査（盛岡市）

3 事務局

坊良英樹環境生活部県民くらしの安全課総括課長、佐藤敦食の安全安心課長、千葉主任主査、阿部主任主査

● 議事の概要

1 開会

2 あいさつ、委員等紹介

坊良英樹県民くらしの安全課総括課長が挨拶を述べた。

3 議事

（1）岩手県動物愛護推進ボランティア活動状況について

○ 事務局から資料1について説明した。

【主な質疑、意見等】

○佐々木会長

はい、ただいま、事務局から説明がありました。動物愛護推進ボランティアの活動状況について、確認のご質問とか或いはご意見等ございましたらお願いします。昨年度6月からの委嘱から1年半が経過しましたが、ボランティアさんから活動の報告をして意見とか、或いは問題点等を伺っている方などいらっしゃいましたならば、ご発言をお願いしたいと思います。下机委員どうぞ。

○下机委員

実はですね、ボランティアに登録しても、中々活動し難いというか、何をしたらいいかと、ずっと同じようなご意見があって、滝沢間とか矢巾とか、県央保健所管内というか、盛岡も含めて、ボランティアの人たちを集めて去年、一昨年と2回位、何をしましょうとか意見交換をしています。ボランティアさん同士が地域の人たちと同じ立場の人と顔を合わせて何か目的意識的に意見を出し合うというのはすごくいい事だと思います。地域的にはすごくボランティアさんの数にバラつきがあって大変な所もあると思うので、ぜひ、集まって顔合わせをして意見交換をしていくという事を取り入れていったらいいのではないのでしょうか。それと、今、岩手県内のボランティア団体がすごく増えていまして、大体13ぐらい、私が思う所であります。ですから、そこの人達を中心に地域で集まって、ボランティアさんに登録している人たちと一緒に何かできないかとか、皆さんを取り込んでいくというか、一緒にやれる事を考える橋渡しを行政でやって頂けたらいいのではないかと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。今、下机委員の方から滝沢地区の県央保健所管内の取り組みを紹介していただきました。他に皆さんの方からこのようないい事例とか、或いは改善しなければならない事とかありましたらご発言をお願いしたいと思います。無いようでしたら、次に移ってよろしいですか。それでは、議事の(1)動物愛護推進ボランティアの活動条件については終了したいと思います。

(2) 岩手県内の動物愛護管理業務実績等について

○ 事務局から資料2について説明した。

○佐々木会長

はい、ただいま事務局から説明がありました。今回は動物愛護管理の実績や、それから、岩手幸福関連指数等についても説明がありました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。工藤委員、どうぞ。

○工藤委員

もりねこの工藤です。うちは猫をやっているのですが、3ページの猫のページで確認したい気になる点がありますが、この殺処分の所の譲渡適正なしというのと、自然死という所が、やはり、まだ数字としてはこうなっていますが、その他は、低くなっていると、返還率を上げてというのは分かりますけれども、やはり、この譲渡適正なしの基準はどのようなものか、自然死というのは治療して治るのではないかなとか、もう少しケアをすれば助けられるものがあるのではないかなという所が

すごく気になっていて、うちでもあのへんの猫を引き取ることもありますけれど、やはり、来た時の状態が、これでは、そのまま死んでしまうのではないかという猫も、うちで凄くがんばって元気にする事もあります。この数字を低くしていく事が大事なのではないかなと感じていますけれども、そのへんの、どこまで治療するかとか、お金の問題もあるのでしょうか、お考えをお聞きしたいと思っております。

○佐々木会長

ただいまの質問についてお願いします。

○阿部主任主査

譲渡不適と判断する基準ですが、県の方で選定する要領を作っておりまして、それに基づいて各保健所で選抜して譲渡適性を判断しているので、それを、なるべくそういったものが入ってこないようにするのが一番だと思っておりますので、飼い方の所ですとか、そういった所でこういった数を減らしていかなければならないのかなというようには考えております。

○佐々木会長

譲渡適正なしという、不適という事の基準等があったらば、お知らせ願いたいと思います。

○阿部主任主査

手元にその要領を持ってきておりませんが、先ほど説明をした所ですけれども、一番は攻撃性とか、ある程度1か月とか、飼育して慣れさせようとする、それでも改善されないですとか、新たな譲渡先の所でそういった事で迷惑がかかる可能性があるという事で、そういったものにつきましては譲渡不適となりますし、あとは感染症ですね、もうすでに発症しているものについては譲渡不適というふうな事で判断している事が一例でございます。

○佐藤課長

こういう数字目標を挙げた時に、この譲渡適正なし、そして自然死、ここが増えていて、その他が減って、資料的には立派な数字だけど、実際中はどうなんだ、という、多分そういう思いがあるのかなと思います。譲渡適正なしにつきましては今資料がないので、細かいことを今担当の方からも基準項目をお話できませんでした。項目数が多く、そして客観的な項目を並んでいます。担当ごとに、保健所ごと

で異なるようでは困るという事で、そこにつきましては、今、お示しできないのが残念なのですが、内部の資料ではあるのですが決して外に出せないとは思っておりませんので、出せる範囲でもっと詳しい所はお話しできると思います。それを見て頂いた上でという事になりますけども、本当は治療につきましても、今は以前とだいぶ違いまして、治療といいますか、薬とか、実際保健所が、診療施設とまでは言えませんが、開設しているという事になっておりますので、ある程度の初期治療には対応できます。それから、どうしても専門にやっている職員ではありませんので、負傷動物等につきましては、近隣の動物病院さんにお世話になっているという事で、現場としては決して数字ありきとかそういう事ではなくて、そういう自然死を減らすなど、そういう取り組みは行っております。それから、譲渡適正なしにつきましても、客観的な基準があって、それに基づいて行っているという所でございます。詳しい資料を今持ち合わせていなくてそこまでになりますけど、そういった状況でございます。

○佐々木会長

他にありませんか。千葉主任主査どうぞ。

○千葉主任主査

まず、殺処分を3つに分けてっていう考え方ですけども、まず環境省で、平成30年の12月に、これに限らず動物愛護のいろんな問題について論点整理をしています。その中で、殺処分をどうやって整理して、どうやって少なくしていこうとかという検討をして、全部ひっくるめて殺処分ゼロを目指す、というのが独り歩きして、すごく自治体の自然死も含めた殺処分全部がダメだというようなご批判の声が高まっていて、やはりこの内容によって分けて譲渡適正があるかないかで、ないものについて、やむを得なく殺処分、あるいは何らかの理由によって自然死したもので、まずはそれ以外をなくしていこうと、優先的にというか力を入れて、そういう取り組みにした方がいいのではないかと、そういう論点整理をしまして、それを受け県でも、その考え方でまずはその他の理由の殺処分について減らしていきましょうと、幸福指標を設置した所です。他の所の理由も当然、どんどん減らしていきたい所です。例えばその自然死は早く言えば、来た時点で何らかの病気、高齢によるものも多いです。あるいは怪我、猫の場合特に多いのが、生まれたばかりで、まだ、かなり手が掛かる、しかも、何か感染症を持っていたり、そういったものについて現状では、各保健所の担当者が、かなり、個人的に苦労しながら、場合によっては家に持ち帰って世話しながら、助けられるものを少しでも助ける。でも、手が回らなく、実際には次の日の朝には死んでしまっているというのが多く、そういったも

のが、ここに出てきています。あるいは譲渡適正がないというものの多くは、ちゃんと飼われていなかったようなもので、猫で言えば、人がちょっと手を出すとすぐ「シャーッ」というような感じのもの、犬についても、全く人に慣れてなく、危険性があるようなもので、それらについても、各保健所では何とかしたいと思い、現状では努力はしていますけれども、皆さんご承知のように動物愛護センターがない状態で、各保健所で各獣医師、担当者が頑張れる範囲というのは、やはり限られている。そういった状況がある所です。それを何とかできるように、その一つとして動物愛護センターが出来ると、そういった手も掛けられるように、あるいは、ミルクボランティアも、各保健所で取り組みを始めている所ですが、そういったミルクボランティア、外部のボランティアさんのご協力を得られると、生まれたばかりのものも、段々もっと助けられる数が増えるのではないかと。そういった所で取り組みを進めているところです。まずは、その他の所は、まず早くゼロにしましょうという所で、少し優先順位をつけて取り組んでいるということです。

○佐々木会長

では、補足説明がありました。工藤委員どうぞ。

○工藤委員

今、お答えいただいた事について、こちらからお願いというか、県の担当者の皆さん、すごく頑張って下さっているのは分かるので、私達も協力したいと思ってこの数を減らしたいのをお願いなのですが、結構今、半年以上保健所にいる猫とかも凄く増えてきていて、やはりその間に弱ってしまう子もすごく多いのではないかなと思っていて、もし病気があるとか高齢だとか、ちょっと早くしないと死んでしまうのではないかと。そういう子に関して、逆に、私達にも少し頼ってもらえるといいのかなと思っています。ギリギリになってから声を掛けて頂くのではなくて、もうちょっと早めに「ちょっと病気で状態の悪い子がいるんです」という事を教えて頂ければ、こちら受け入れの準備を早めに進められるので、ぜひお話して下さいと思います。

○佐々木会長

他に、どなたかございませんか。吉川委員どうぞ。

○吉川委員

おっぽの会の吉川でございます。座ったままで失礼させていただきます。苦情、犬の所ですけれども、苦情件数について、データの的には年々減少しているようで

ざいまして、改善されているという事が伺えますけれども、どのような手立てにより効果が出てきているのか、いろいろな啓発パンフレット、リーフレットが作成されて周知が行き届いているためにこのようになっているのかどうかという事をお聞きしたいのと、一般の飼い主からの苦情とはまた別なものかどうか、あくまでもここに書いてあるように捕獲引取り相当分という関係のですね、管理の問題だけの苦情件数なのかですね、もし、苦情の形態別に件数とかが分かれば教えて頂きたいし、それから、少し余計な事です、一般向けのいろんなパンフレットが出されております。ところが実際に作成されたものが、県が作成されて、各市町村にお願いすると思えますけれども、どのように対応しているのか。というのも、私が何故こういう事をいうかと言いますと、私は紫波町でございますが、ただ担当者の机の上にパンフレットが積んであるだけで、たびたび訪ねても、そのパンフレットが減っていないような気がします。庁舎だけじゃなく、公民館とか、いろいろな所でもそういうパンフレットなどが置かれていると思えますが、それが功を奏しているのか。それから、きれいなパンフレットを作っても、ただ担当者の机の上に置いておくだけ。うちの地域だけかもしれないけれども、置いておくだけではお金の無駄遣いではないかというのもちょっと懸念されたものですから、あえてお伺いした次第でございます。以上でございます。

○佐々木会長

ただいま、苦情件数、犬ですけれど、減っているのはいい事だけれども、これは、減っている理由は何かという事、それから、それにしてもまだ苦情はあるのですよと、その対応策、対策とか、そういった事を教えてほしいという事ですね。よろしくをお願いします。

○阿部主任主査

はい、まず1点目の、件数が減っている件でございますけれども、こちらで分析は特に行っておりません、今後、第2次岩手県動物愛護推進計画の改定の中でもありますね、そういったその分析をした上で、良い所は続けるなりですね、これから、そういった所は分析をしていきたいと思っております。あと2つ目のですね、苦情の内訳ですけれども、申し訳ございません、資料を用意しておりません、今、お答えしかねます。申し訳ございません。3つ目のパンフレットの使い方ですけれども、県で作成したものにつきましては、まずは保健所を通して市町村さんの方、例えば集合注射の際にお配りをして周知するですとかが、一番末端に飼い主さんに伝わる所が多いのかなと。あと、環境省からも来る場合もありますけれども、そういった物は保健所の方から各種行事とか、そういった時に配布するというような事で

使用している状況でございます。

○佐々木会長

よろしいですか。吉川委員。他に何かありましたならばお願いします。下机委員どうぞ。

○下机委員

いのちの会の下机です。犬の捕獲とその譲渡、返還の関係ですが、ここの数字が出して頂いている平成26年から去年の12月末までの所、実際、迷子になっていたり、うろうろしている犬を捕獲して、その犬が、誰かが飼っているであろう犬が返還される割合というのは、ずっと50から60パーセントのあたりを行ったり来たりしています。今年の6月からマイクロチップなどを埋めるということになる訳ですけど、保健所への引き取りは様々な理由があるとしても、迷子の犬をちゃんと返せる仕組みをきちんと作っていったら、最低でも、まず、90とか100までいかなくても、上げる手段として、例えば、マイクロチップの読み取り機ですけれども、今、実際あるのは、たぶん動物病院の先生方の所は獣医師会で全員配りましたし、私達のような愛護団体にも多少ありますが、もうちょっと、市町村とかどこまでいっているのかと。普及することによって、マイクロチップを入れても読み取り機がないと分からない訳です。読み取り機で番号を読み取って、更にそれを、その登録している団体に問い合わせ、初めて飼い主さんが分かります。その仕組みが、やはり素人には分かり難いし、それで安心なものではないという事がありますので、保健所まで、水際まで行って初めてそれは分かるわけです。狂犬病予防法注射をした時に、可愛いコインのような市町村ごとに出来ていますが、後ろに名前と電話番号を書けるようにするとか、何か、工夫の中で、即、隣の人が見つけて「あその家の犬だ」って分かって帰るように、行政は人手不足で、大変でしょうから、出来ることからまず改善していくというのが大事かと。法律が変わったとしても、即実用的には中々ならないのではないかなというのを感じます。

それと、先ほど、工藤委員が出していた譲渡の適性の問題ですけど、過去に何回か質問させて頂いて、10項目ぐらいの、例えば、鼻水がでていたりとか、リハビリがあるとか、そういう項目は見せていただいた過去があります。それを1個でもあれば駄目となれば、ほとんど助ける命はない訳です。ところが、現場の皆さんはそんなことでチェックしていないんです。あの、一生懸命、鼻水だったら拭いてあげ、目薬つけて、さきほど言ったように家に連れて帰り、その結果として自然に2日目とか、3日目で亡くなる子もいっぱい居る訳ですね。国がやはりそういう中で、その殺処分ゼロに近づけるために自然死とか、そういうのを入れない計算式でのデ

一タを要求している関係もあって、どんどん先、100に近くなっているように見ると、一般の人は「殺処分ないんだね」っておっしゃるんです。そうではないんです。そこに表れている数字は工藤委員がおっしゃるように、助けられるかもしれない、現場でも歯がゆい思いをし、結果として、そうならざるを得なかった数だと、私は思っているので、やはり愛護団体としたら、声を掛けてもらえばやれる範囲、精一杯がんばりますと言うのはどこの団体も同じだと思います。一人で頑張っている保健所の職員さんもいるんです。ですから、もうちょっと、声をかけて頂ければと思います。あと、大事な事を先ほど千葉さんが、愛護センターが出来れば、とおっしゃったけれど、私は、今日はその議題じゃないので、あり方の問題として、秋田に愛護センターが出来まして、この前ペットワールドさんの生徒さんが、研修に行ってきた生徒さんが、次の週、家にいらっしゃいました。「どうでした？」と聞いたら「猫と犬、合わせて6匹しかいなかったです」と言うんです。何故でしょう。あんな立派な天皇陛下も来たような施設で、そして、この前はイベントをやったと全国ニュースで流れた愛護センターが、保護動物はそれしかないんですよ。それを聞いて「どうして少ないんでしょう」と言うから、最近、秋田からの引き取り依頼とか、里親募集で来る方がすごく多いんです。それは、秋田がそういう体制に（私が思うには）なっていない。要するに、受け入れをしていないんです。さきほど阿部さんがおっしゃった、受け入れを抑える話がありましたけど、受け入れの水際で抑えでは駄目なんです。駄目と言うか、今、法律が、飼い主が適正な飼養をしなければ断って良いという基準のもとに、行政とか保健所さんの窓口で断ってしまう可能性が、例えば、一昨日とありましたのは「一人暮らしのおじいちゃんが入院して退院の見込みがない末期ガンだ」と、「残された猫7匹どうしましょう」とくる訳です。隣の人が、親切にエサをあげています。それをどうするという時に、「じゃあ、身内に集まってもらって何とかしてください」ってたぶん行政はおっしゃる。でも、身内は東京だったり盛岡だったり。遥か彼方の田舎の実家まで面倒見られない時に、やはりそこで行政がどれだけ地域の役場とか、愛護団体とか、保健所の方と一緒に行って3者で「これはこうしましょう」とって作戦を立てて欲しいです。それを「じゃあ、もうちょっと頑張ってください」とやれば、それはそこで後は諦めて自然に放されて野良猫になるという流れでずっと来ているんです。ですから、法律を、解釈の問題ですが、飼い主さんが本当に飼えないのはどうしてなのかと、大変でしょうけど現場まで足を向けるとか、中身をもっと吟味をして見ていただくとか、そして断った人がその後どうなっているのかという確認を1か月2か月後にしないと、今日の資料に、去年まであった相談数と、説誘数が抜けています。今までは説誘数も載っていましたが。相談したけど、このぐらいは分かってもらえました、説諭数は80~90%で載っていたのが、今回、抜けていたのは、やはり、そこが本当は大

事な所で、そこを抜かしたら引き取ってほしい人が何人いたのかで、何人が引き取られたのかというのが見えません。ですから全体数が減ってきて、その他扱だけを殺処分数にすれば、どんどん数字は良くなる。そこに隠れているのは保健所に行っていない、行かなかった子達の自然死とか、野良に増えるとか自然に死ぬとかの数は、誰のテーブルにも乗らないでしまうような気がします。ただ、国が言う殺処分ゼロってというのは、まやかしだったと。保健所にいる猫・犬がゼロになっても何の意味もないと思います。ですから、一緒にやって今、だんだん、成果が出ているからこそ、困った時に地域も巻き込まないと、保健所さんが5つも6つも事案抱えて職員が頑張っているには限度があります。ですから担当が変われば、その地域は、またゼロからのスタートになる。今、中部保健所はこんなに頑張っているのは、本当に地域も行政も一体になって、愛護団体も一体になって頑張れるからこのように頑張れるのだけれど、それを、次に担当者が変わったら同じことはたぶん難しいと思います。どなたがなったとしても。ですから、それを「あの人だからできる」としないようにするためには、やはりマニュアル化し、そういう子もどれぐらいいるかをちゃんと掴んでいないと。長い演説のようになってしまいましたけれども、ぜひ、あの数字をですね、説諭数とか相談数をしっかりとなさって頂いて、相談数の総引取り数、例えば、いくつだったとか、そういうのがあれば、もっと奥深い問題が見えてくるような気がしますので、よろしくお願いします。

○佐々木会長

ただいまのご意見に対して、事務局の方から何かありますか。

○佐藤課長

貴重なご意見ありがとうございます。下机委員のおっしゃる事、もっともだと思えます。その上で改善できる部分とか、そういった部分についてまず取り組んでいくという、まず現時点で、こちら事務局から具体の個別の今のお話について、お話しをなかなか出来ませんが、いただいた貴重なご意見を踏まえて、現場も県も一体となって取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございます。

○佐々木会長

他に、どなたかございませんか。鈴子委員、どうぞ

○鈴子委員

人と動物の絆 momo 太郎の鈴子です。大変遅くなりまして、すみません。私、今、いない間にもう質問とか出ていた時には申し訳ありませんが、猫の保護活動を、最

近力を入れて、沿岸の方でさせて頂いています。今回のこの実績の方にも釜石の方も、私中心にした、私の周りのボランティアさんも協力してもらって、だいぶ数字の上でも引き取り後の自然死というのは無くなっているかと、自分でも思っていますけれども、沿岸の方を越えてみると、断トツに多い地区があります。譲渡不適とか、引き取り後の自然死、これは何か違いがあるのでしょうか。そこの担当の方によつての保護動物に対しての取り扱いが違っては問題だとは思いますが、そういう事がないのでしょうかという質問です。お願いします。

○佐々木会長

事務局、お願いします。

○阿部主任主査

はい、保健所の取り扱いの仕方については、先程申したその要領、選抜とかのそういった内規を定めておりますので、それに基づいてはやっております。地域差というところも例えば、それこそ鈴子委員さんの所の団体さんがしっかりしている地区とか、なかなか団体さんがいらっしゃらない地区とかもございまして、お願いできないような状況とかもあるとは思いますが。そういった所での地域差というのは、あるのかなと。保健所によって取り扱いが違うという事はないと思っております。

○佐々木会長

鈴子委員どうぞ。

○鈴子委員

momo 太郎を作った経緯というのも、もともとは保健所さんの方からお願いされて、お願いされてというのもおかしいですけども、すごい大きな力があって出来た団体です。そういった点でも釜石保健所さんには感謝しております。そういうような、同じような団体がないからではなくて、団体を作ったり、そういう方を、一生懸命集めるような努力とか、今釜石には、近くなっていますので、先程工藤委員がおっしゃったように、声を掛けて頂ければ対応できる所っていうのが、たくさんあると思うので、そこでの、声を掛けようとか、私達に接触して下さるような努力とか、そういった所、本当にしているのかな、というような単純な疑問があります。うちも、余裕がある訳ではありませんが、人手がないからそこで消えてゆく命が多くなるのは非常に辛い話なので、そこをもっと、あの、正直言って、担当の方で違いがあると感じています。差があつてはいけない事なので、でも実際あるように肌で感じるの、それがとにかく無くなるような、そういった取り組みって

うのをして頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐々木会長

鈴子委員の最初の質問は、この3ページの猫の所と宮古地区の数値が目立ちますよね。何か理由があるのかなという事で、もしもお分かりであればお願いします。

○千葉主任主査

宮古の部分ですけれども、譲渡不適の中には多くがやはり人に慣れてなくて、人に攻撃性がある、あるいは負傷動物として入ったような病気、あるいは怪我のためというような理由というふうに聞いています。今お話をいただいたように、いろんな団体さんとの連携であったり、あるいは、一つの保健所で厳しい時には保健所での連携も、今後、より深めて、少しでも一担当者の負担にならないように、みんなという連携のしくみ、もっと作っていかねばと思います。

○佐々木会長

他にありませんか。質問は、時間も押しているので、簡潔にお願いをいたします。工藤委員どうぞ。

○工藤委員

もりねこの工藤です。さっき鈴子委員のお話しの中で、県の方が担当によって違いはないっておっしゃいましたが、私もやはり絶対あるっていうのを感じていまして、特に数字の多い所、やはり他の担当の方とぜんぜん違う対応をされたり、というのがあるので、やはり県の方もそこは認識して欲しいと感じていました。

○佐藤課長

地域差があったり、担当者によって違うとかというのを、ここで個別にお話はしませんけれども、ただ一般論ですが、地域差、それから業務を担当する職員によって対応が異なるというのは良くないというのは当然でございますので、その意見、対応にあたってはですね、しっかり受け止めて対応して参りたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木会長

他にありませんか。意見も出尽くしたようでございますので。それでは、この(2)の「岩手県内の動物愛護管理業務実績等について」は終了したいと思います。それでは、議事を進行させていただきます。議事(3)「第2次岩手県動物愛護推進計画

の見直しについて」事務局より説明を願います。

(3) 第2次岩手県動物愛護推進計画の見直しについて

○ 事務局から資料3について説明した。

【主な質疑、意見等】

○佐々木会長

第2次岩手県動物愛護推進計画の見直しについてという事ですけれども、ご質問、ご意見等ございましたならば、お願いをいたします。小倉委員どうぞ。

○小倉委員

わん’ S 倶楽部の小倉ですけれども、今日のこの会議で、どこの部分で、ちょっと言って話をしているかなとちょっと迷いながらも次第を見て、今ここで言う話なのかどうなのか自信はありませんけれども、まず、ここ数年、台風の被害、久慈管内では、毎年のように台風被害がありますが、そこで久慈市内でも、2年くらい続けて津波の避難訓練の時に保健所さん主導で動物同行避難訓練を2、3年くらいやった感じですが、形だけの同行避難をやっています。私の中で同行避難の話を受けた時に、私の中では出来れば、保健所、市役所の担当の方だけではなくて、防災センターの方だとか、もっと多くの人が集まる所でやるものだとばかり思っていました。「ヘリコプターが来ます」「防災ヘリが来ます」「会場はこっちです」「同行避難はこっちです」全然みんなの目に触れない場所での同行避難の訓練でした。これが果たして何の意味があるのだろうと思いつつも去年もそれをやりました。実際、毎年、台風が来るたびに被害があつて、去年の台風19号の時、非常に大きい台風だつて言われていました。それが週末でしたけれども、その時に8件、うちの方に問い合わせがあつて、その内容は「前回の台風で床上浸水したので、自分は家を守りたい。でも、動物は安全な所に置いておきたい」というのが1件。あとは「老人がいるので老人を連れて避難をしたい。でも、老人は手がかかるので動物は連れていけないから、預かってもらえないか」という感じの話が来ました。保健所の方に、その後週末だったので居るかどうか不安でしたが連絡し、その時に対応して頂いた方が「同行避難は飼い主の義務です」と言い切りました。私は一時預かりだとか、大きな台風って言われていたのに、何かしら対策をしてくれているのかなと、少し期待していたのに、「同行避難は飼い主の義務です」だけでした。預かるにも、うちだけではちょっとやはりスペースだとかケージの数、どれくらい預かればいいのか、期間があるか、ちょっと個人でやるにはどうなのか、先が見えないという形だったので、保健所の方にも連絡しましたが「まずは飼い主の義務だ」という言葉で

終わりました。その後、市役所の方に連絡をしたら、「ちょっと担当の者と今、相談をします」と言って、何回も何回も、市役所の方は連絡をくれました。「とりあえず、同行避難して大丈夫です。ただ、外になるかもしれないです。」とか。ちょっとそれは、各避難所での各対応でお願いしたいです。でも、割と親身に話はしてくれましたが、私からすると、こういう風に動物愛護だとか、会議をしているのは県です。でも県の方では、「飼い主の義務です」でした。「同行避難は飼い主の義務」というのはどこまで一般の飼い主さんは知っているのかなと。普段からそのように同行避難の時に役立つためのクレートや訓練だとか、色々な迷子札だとか「ペットの防災グッズ準備しましょう」ってやっているけれども、それが、どれほどまでに一般の方たちに浸透しているのかなと。そんなに浸透しないと思います。ですから保健所の職員も市町村の担当も数年で担当変わるので、これを1年、できれば1年以内、数か月以内に、ある程度の形を決めていただきたいです。そして決めて頂ければ担当が変わっても引き継ぎが行われると思うので「そうですね、そのうちじゃあ、各市町村で持ち帰って検討してみましよう」ではなくて、「いつ、その会議をまた持ちます」という感じでしっかりと形を作っていただきたいです。形だけの同行避難訓練はもう飽きました。もうちょっと踏み込んだ形にするためには、私達ももちろん協力はしたいので、もう少ししっかりと形を作れるようお願いしたいと思います。

○佐々木会長

事務局からコメントありませんか。

○佐藤課長

お答えになるかどうかわかりませんが、仮にですが、「同行避難は飼い主の義務です」という言葉があったというお話ですけども、言葉足らずではあったとは思いますが、確かに飼い主さんの義務ということで、そこはまず周知しているというのは事実でございます。それから同行避難した先、それが例えば避難所という事になって、今、国が言っているのは「避難所で動物同行避難者を受け入れるか受け入れないか、それは各市町村の判断にはなりますが、それをぜひ検討して下さい」というのが今の流れで、その時に周りの人と一緒に避難とか、しっかり避難所で出来るように、クレートの話もでしたが、それは決して無駄ではないとは思いますが。実際にクレート、ケージの中で生活するような時に、周囲の方と上手くやるっていくのは絶対必要だという事で、そういう訓練をやっているのは確かに事実です。それが、どこまで広がっているかという事になりますと、ここで、お答え出来るものではありませんが、今の流れとしましては、例えば、一時預かりがなかったという

事、台風 19 号の時には、私も沿岸から何か情報があればということで待機はしておりました。その時に、何件かはあがって来ましたが、1 件 2 件という事で、仮に、これが、災害が大きい小さいで区別する訳ではありませんが、動物愛護救護本部を立ち上げる判断とか、そういったものもございます。実際にその時に報告として挙がってきたのは、1 件 2 件ですね。それについても、対応が完了したというふうに承知しておりました。申し訳ありませんが、納得できる回答にはもちろんなっていませんが、今の制度としては、そういった状況です。形だけの同行避難訓練とか、これでは実際に、いざというとき困るというご意見については、しっかり意見として頂きたいと思います。

○佐々木会長

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

この災害時の同行避難という点はすごく大事な点だと思って、本当に貴重な意見を挙げていただいたと思います。私は折に触れて何回も、意見申し上げている所ですが、実は台風の時からではなくて、もう既に 9 年前の大津波の時から、この教訓を生かそうと言ってきたのに、9 年かかってもこういう状況です。それがやはり私達、仕組みづくりがやはり出来ていないのではないかと反省すべきかと思います。県は確かに、震災の時のそのマニュアルの中にもちゃんと明記していて、頑張っていると思います。ただ、避難所を設置するのは末梢の部分の市町村なので、あの、県の方にいくら聞いても市町村とやはり温度差があります、やはり、そこを担当するのはそこだという事ですけども、でも、もし 9 年あるのだったら、やはり県の方で強いイニシアチブを発揮して、被災していない時、つまり平常時にいろんな事をすべきじゃないかなと。同行避難させるためには、避難所を計画する時に、きちんと分けて、必ず同行避難も、というような訓練を、あるいはシミュレーションをしておかないと、その時になったら「飼い主さんだけケージを持ってきて下さい」とか「外になりますよ」という話になってしまうと、誰も持っていく人がいなくなる。連れていく人がいなくなってしまうという事で、もう少しその辺を、平常時にうまく市町村の方まで伝える取り組みを、今後はやるべきではないかと思います。この推進計画の中に、そういう事も含めて書くべきではないかというのが私の意見です。

○佐々木会長

ありがとうございました。下机委員、どうぞ。

○下机委員

動物いのちの会の下机です。この計画（指針案）の23ページに講ずべき施策に、こういう災害時の事が載っていてですね、私達も、佐藤先生方とずっと沿岸の時に歯がゆい思いをして、現地にいたら自転車置き場に犬がロープで繋がれているシーンとか、猫たちも何と言うか、体育館の中で小さいキャリーでハンモックの中で、あるいは自分の車の中で必死になって守っていました。いっぱい見てきました。その時にいろいろな意見が挙がって、福島のこともある、今はこういう中に同時避難とかいろいろな事が明文化されて、これを具体化する時に、ただ一つ、私行った宮古のグリーンピアで、犬と猫の動物を連れて行った被災者と、何も連れてない人とが別の棟で保護され暮らしていました。「これが理想だな」と思って見てきました。いろいろな本を読んでいく中で、アメリカとかいろんな所では、要するに、最初に仮設住宅のモデルハウスというか、今どこの住宅メーカーも国から委託されて一定量備蓄しています。あの中、備蓄している建物その中に、そのペット可の建物用のと、そうではないのが屋根の色別とかで、外国ではなっている訳です。同じ敷地ではなく、少し離れた所に、体育館側とか校庭側とか、少し離れて建てている。そこまでやって、いざという時の対応、初期の所はやはり、ある建物の中で分けて暮らせる。仮設が出来たらちゃんとペット化の仮設と違うものと。一連の物を用意して、9年経って本当に何も出来ていないなって。出来たのはこのペット同伴という言葉だけです。そういう点では、先の事を見据えて、地元で今やれる事は、自治体にそういう建物、もし何かあったら、「こっちはペット可にしたらどう」って、こっちから働きかける、空いた校舎とか、使わない公民館とか、いっぱいあるはず。どこで、どんな災害が起きるか今、分かんない時代なので、「ここでやったらこれね」というのを、こちらから発信していくというのは大事だし、「そこを使って避難訓練してみても」と、こちらから働きかけて。行政はいろんな物を抱えているから、なかなか柔軟な発想も出来ないし、上からの許可も必要でしょうけれど、こちらは逆に自由なので、主体がこちらで協賛とか共催とかいろんな形で、一緒にやれる形を模索していけば、あの震災で岩手が、南松島も。でも、岩手はそういう動物愛護の避難とかではすごく評価された県です。ですから、また今度、いい事例を発信していける、その中に今度、今、論じていく講ずべき中に、一行何かを入れるとか、県の政策の中に、それが大事ではないかと思います。

○佐々木会長

ありがとうございました。他にありませんか。新屋委員どうぞ。

○新屋委員

TEAM・SHINYA アジリティークラブ新屋です。今、行政側の問題をいろいろ言われているので、それはもういいんですけど、私たちはしつけ教室をしており、子犬を飼っている所のおうちに行きますが、大体の人はクレートを持っていますけれど、クレートには入れたくないと。「避難する時がもしあったら困りますよ」という事をいろいろ教えるわけですけど、それをしたくないという方が結構いらっしゃるので、飼い主さん個人個人の教育もどこかで出来たら。例えば獣医師さんでワクチンを打つ時「ハウスに入れましょうね」と言うとか。そういうのも、もうちょっと出来ればやってもらえたらなと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。他にありませんか。鈴子委員どうぞ。

○鈴子委員

釜石の方でも今、同行避難の事で一生懸命始めているところですけども、市では担当課がいくつかあって、危機管理課ではここまでしか出来ない、あとは、ごめんなさい、はっきりとは思い出せないんですけど、うちの方ではここまでしか出来ないというので、市の方でも押し付けあっているような感じで、なかなか話が進まない所なので、県の方もそこをちょっと加わってもらって、うまく話が進められるような、そういう風に協力体制を全部で出来ればいいと思っていましたので、よろしくをお願いします。

○佐々木会長

他にありませんか。それでは、意見も質問も出尽くしたようなので、これで議事（3）の第2次岩手県動物愛護推進計画の見直しについては終了したいと思います。それでは議事、（4）その他についてですけども、事務局の方で何か用意しているものはございますか。

○阿部主任主査

こちらでは特に用意しているものはございません。

○佐々木会長

はい、ありがとうございました。それではですね、私の責任は（4）その他までですので、私の議長の任用を解かせていただきたいと思います。活発なご意見とご質問をありがとうございました。

4 その他

【主な質疑、意見等】

○吉川委員

おっぼの会の吉川でございます。苦情件数の時にお話ししようと思ったのですが、皆さんもご存じのとおり、色々なパンフレットがあるわけです。環境省で出されているものや、東京（新宿区保健所）のものとかですね。それから、ペット災害対策推進協議会とかいろいろなものが出されています。岩手県でもいろいろ出されているはずなのですが、一般の方々や飼い主の方々に浸透しているか、疑問に思っているところです。岩手県では、「ペットは責任を持って飼いましょう」というものがありますが、先ほど申し上げたように、本当に浸透しているかどうかということです。私の住んでいる地域、紫波町の中でも自分の地域の所が、あまり飼い主のマナーが良くない所なので、そこには町の方から、このパンフレットは出されています。地域では私なりに、こういう周知文を作っていますけれども、本当は私の地域以外にもあると思いますが、単発的なやり方だけではなく、紫波町さんの方に以前お話しはしていることですので、検討されていると思います。これで、いい方向へ進んでいくと思います。皆さんの地域はどうようになっていくのか分かりませんが、いずれ、飼い主さんのモラルに期待する所しかないのかと思っていますが、行政としてもお金を使うのであれば、有意義に使っていただきたいということです。

もう一つはですね、私は、犬を2匹飼っておりまして、最近も2匹とも居なくなりましたが、老人保健施設で、ふれあい活動をやっています。その中で、今、自分の犬がいないものですから、よそのワンちゃんを借りて、そのワンちゃんも簡単に借りられない、それと、そのワンちゃんともコミュニケーションを図ってからでないと駄目なので、施設に行く前に、1週間なり2週間なりワンちゃんを手なずけてから行っています。本当は自分の所で飼って、よそから譲り受けるのもいいのです。ただ最後、高齢者だと、自分の命の方が犬よりも先にという事になると、そのところが解決しないと、おそらく、譲渡する方もしてくれないでしょうし、飼いたいんだけど飼えない。それからもう一つ、盲導犬の、ありますね（「パピーウォーカー」）1年間。あれをとったのですが、あれも、仙台に毎月行かなければならないようで、そうすると私は行けない。どうしても犬は飼いたい、そういう人は、他にもっといるかもしれないけれども、仙台でやっているような施設が盛岡にあれば、それに越したことはないのですけれど。今のところ、盲導犬の役目が終わったワンちゃんを引き取るにしても、もうそれは最後のほうですので、介護を考えたら（引退犬サポーターも）また大変です。私も2匹とも、最初のワンちゃんはまる1年間寝たきりで、2匹目は8カ月寝たきりで、これは本当に大変です。皆さんからは「やっぱり人間と同じなんですね」と言われつつも、金もかかりますし何もで

きない場合もあります。日常生活が制約されます。ですから、そういう高齢者の方にもできなかった場合、最後、例えば、動物愛護センターが出来た時には、そこで最後はなんとか、看取るという言い方は悪いですけども、何かいい方法はないものでしょうか。最後だから保健所の方に、という訳にもいかないですし、これが、私の希望でございます。以上です。

○下机委員

動物いのちの会の下机です。今、県内にいっぱい愛護団体が増えましたし、弁護士会の中にも動物愛護推進委員会というのができまして、法律の関係で、いろいろ岩手にそれが出来ました。そういったこともあって、ぜひ、来年度、推進委員の任期が切れると思いますが、いろんな分野の方々を交えて発展的にやって頂けたらうれしいなという意見です。

○佐藤課長

今後、委員の方、また改選という時期が参りますが、今の意見は参考とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。他になにかございせんか。井戸端委員、どうぞ。

○井戸端委員

動物愛護ネットワークの井戸端と言います。私どものボランティア団体は、若い人がいないボランティア団体で、結構年齢の高いメンバーです。なかなか、活動資金といいますか、なにかと不足しておりまして、例えば、うちはワンちゃんの避妊・去勢ですか、そういうのをやっているボランティアですけども、やはりその費用です。捻出するのにいろんな愛護団体の助成運動とか、それから、岩手県獣医師会で毎年やっております 5,000 円の補助券ですね。そういうのを凄く重宝しております。毎年 9 月末までに応募して 10 月末までに当たるか当たらないかが分かりまして、11 月と 12 月のその 2 カ月の間にその補助券を使う事になりますが、昨年もメンバーで頑張って応募いたしまして、3 頭分、避妊の補助券が当たりました。大変重宝して使い切りましたけれども、11 月、12 月と言いますと盛岡の場合は寒冷地ですので、飼い猫の場合は、やはり家で手術をちゃんと管理できるので特に問題はないと思えますが、野良猫の場合はその、手術をしてすぐ外に放す場合、11 月の上旬あたりまでですと、まだいいのですが、11 月の下旬から 12 月にかけて寒い時期にお腹を切ったばかり、手術をしたばかりの猫ちゃんをポント、外に放すっていう事は中々ちょっと気の毒だなというところがありまして、せめて、その補助券を使える期間が 1 カ月、あの今 11 月、12 月使える物をせめて 10 月からとかってい

うふうにして頂けたらいいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐々木会長

獣医師会ですけれど、その辺の所は柔軟に対応しておりますので連絡をください。それで、補助券が当たったけれども、11月まで出来ない、1月2月になりそうですという時にはですね、そこも柔軟に対応しております。それからもうひとつ、今年度から始めましたけれども、もう既に不妊手術をしましたという方にも、いわゆる7月から9月まで募集しておりますけれども、もう既に春から4月5月6月に行いましたという方々もいます。そういった方々も応募できるようにしました。いわゆる、既成の事実です。それでいいですから、申し込んで当たれば、後ほど会員の動物病院の方からバックという事になります。どうぞ、ご理解をお願いいたします。又、貴重なご意見をありがとうございました。

5 閉会